

奈良県広域水道企業団告示第 10 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

第 1 指定公金事務取扱者の名称

弁護士法人エジソン法律事務所

第 2 指定公金事務取扱者の所在地

東京都千代田区神田錦町 1－8－1 錦町ビルディング 8 階

第 3 委託した公金事務に係る歳入

水道料金、加入金、手数料、下水道使用料

第 4 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和 7 年 3 月 27 日

第 5 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日